

平成27年7月14日

国土交通省 運輸審議会 殿

和光タクシー株式会社

代表取締役 五十嵐 一俊



## 公述申込書

1 事案番号 平27第5005号

2 事業の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3 指定する地域 神戸市域交通圏

4 公述人 会社〒661-0024

尼崎市三反田町2丁目20番13号

和光タクシー株式会社

代表取締役 五十嵐 一俊(イガシカズシ)

[REDACTED] (68才)

自宅 [REDACTED]

[REDACTED]

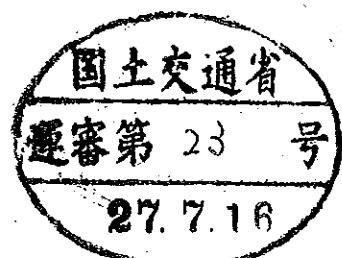
[REDACTED]

5 事案の賛否 特定地域への移行は賛成します。

6 勤務先 尼崎市三反田町2丁目20番13号

和光タクシー株式会社

電話 06-6429-8380



平成27年7月14日

尼崎市三反田町2丁目20番13号  
和光タクシー株式会社  
代表取締役 五十嵐 一俊

## 公述書

平成27年4月20日 「神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会」にて同意された特定地域への移行を国土交通大臣は速やかに指定されることを強く要望します。

平成25年秋の臨時国会において、自民・公明・民主の3党の衆議院議員から共同で「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の提出は、時世は規制緩和の流れの中にあるタクシー産業がこのまま推移すると衰退の一途になることを懸念をした事業者の憂いに、いち早く察知いただき、衆参両院において5時間半におよぶ審議を経た上で圧倒的多数で可決されて成立したものであり、供給過剰対策の必要性を議員立法に至る経緯で法制化されたことにまず深く感謝申し上げる次第であります。

平成21年10月に施行されたタクシー特別措置法の下での事業経営から個々の地域での多少のばらつきはあるものの「神戸市域交通圏」では全事業者の協力は無かったもののほぼ14.9%の削減率に従い需給調整を計り供給過剰対策を推進したが、供給過剰の解消効果は期待したほどのものにはならず、現在の需給バランスにおいて尚供給過剰の状態にあります。

この原因の最大の理由は今政府がアベノミクスで最も力を入れている経済の再生と景気の回復が思うように事が運ばず、市場経済が停滞していることに他ならず需要の低迷が顕著であり、利用客の減少は停まる事が無く、働くものの所得の低下は同時に企業経営を圧迫し、タクシー事業者の多くは赤字経営で将来を案じている現況にあります。

もともと需給バランスが崩れていると言っても、「神戸市域交通圏」の事業者の車庫には一部の事業者を除き、特定の曜日を除いてはおのおの保有台数の30%を超える営業車両が稼働していない状況にあり、国交省の示す「神戸市域交通圏」15.7%の削減

率を実行しても何等その需給バランスに適正な影響があるものでなく、更なる適正化を考えなければならなくなります。

稼働率の70%で供給過剰の状態にある現在のタクシー産業は、雇用している乗務員の数しか市場で稼働しておらず、その乗務員の高齢化は今60歳の平均を超えていることは数字の示すところであり、あと3年もすれば、5年を超えるとリタイヤすることが考えられ、現在の若者の意識の中には運転を業とする職業に付く者があまりいない傾向にあり、調査によると若者の自家用保有率は50%に満たないとのことであります。申し上げました通り経済の再生と景気の回復があり、タクシー産業に職業として身を置きたいと希望がもてる職場にしなければ望んでいる若者の人材の確保に期待がもてず、問題の解決はありません。

特別措置法により、特定地域指定と言う事業者にとって今からの産業構造を地域協議会の中で真剣に考え方を重ね、その適正化、その活性化を事業者自らが決めていく場を与えてくれた法律に感謝しなければなりません。

適正化、文字通り需給調整については、減車という方法もありますが、それであれば稼働率をもっと正確に読み取り乗務員の数を考えながら削減率を出さなければなりません。多くの経営者はその事業に夢を持ち、折角認可戴いた財産を減らしたいと思う人などはない筈です。

前の地域協議会で強制減車は財産権の侵害で違法であると言う事業者もいたし、現在の稼働台数、また労働力の不足が繋げば自然に需給調整が出来ることになることから、預け減車を強く希望する事業者もいます。

活性化、これを問題の先頭に考えたいところではありますが、重ねて申すところ経済の再生と景気の回復がなければ、無駄とは言いませんが小手先の手法では時間がかかりますし、解決には程遠いものがあります。

特別措置法の適正化と活性化は切り離して考えることができないものであり、今私達が抱えるタクシーの諸問題を「神戸市域交通圏」の全事業者が伴う痛みに如何に耐えて、利害が関することではあります、タクシー産業の将来を地域協議会の中で真剣に考えもはやタクシーに開ける未来がない等と言わないよう英知を結集してその解決に当たなければなりません。

タクシーという事業が、曾て無い苦境の中にあり、産業として貧困に至らしめた責任は誰言うことの無い私達事業者にあることに他なりません

公共交通輸送機関と言われて久しいものの、人々の心の中の認識には程遠いものがあります。今こそタクシーの必要性「ドアツウドア」として便利な乗り物であり、これから高齢化社会にとっては、無くてはならない優れた社会性のあるその特性を生かし、乗務員教育に力を注ぎ、公共交通輸送機関としてその名に恥じないタクシー事業者として特別措置法の制定の下この時をチャンスととらえ、モットーである安全、安心、快適なお客様に可愛がってもらえる「神戸市域交通圏」のタクシーであるため惜しまない努力をいたしますので特定地域の指定をいただけますようよろしくお願ひ申し上げます。